

平成21年9月17日

(社) 日本玩具協会

「指定おもちゃ」の範囲の変更について（厚生労働省通知）

1. 平成21年9月14日付で、厚生労働省より、食品衛生法「指定おもちゃの範囲等に関するQ&A」の通知がありました。
2. 「指定おもちゃの範囲」に関しては、「おもちゃに係る改正に関するQ&A」（平成20年4月16日付通知）、「おもちゃに係る改正に関するQ&A（その2）」（平成20年7月7日付通知）等がありました。また、昨年9月頃から、対象年齢表示が6歳以上であっても「乳幼児を誘引するおそれのある玩具」については「指定おもちゃ」として取り扱われてきました。
3. 厚生労働省は、業界の要望、検疫での判断実例などを踏まえ、「指定おもちゃ」の範囲について見直し・整理を行い、このほど、「指定おもちゃ」の範囲に関するQ&Aの一般的な改定を行ったものです。

（注）当協会としては、これまで、協会ホームページに「対象年齢が高くても指定玩具と判断される例」を掲載するとともに、引き続き、厚労省に対し「指定おもちゃ」の対象範囲の明確化・限定を要望してまいりました。

4. 今回の通知で示された、「指定おもちゃ」該当性の具体的な判断基準は次のとおりです。

判断基準

「指定おもちゃ」は、

「乳幼児の口に接触することをその本質とするもの」のほか、「手に持って遊ぶ（玩弄（がんろう）する）ことで乳幼児が自ずと口に接触する（口に入れたり、舐めたりする）ことが考えられるもの」（おもちゃ）であり、

その該当性は「一般消費者が乳幼児（6歳未満の小児）向けのおもちゃと認識して乳幼児に与える蓋然性の高いもの」かどうかによる。（Q1-1）

- 偶発的に乳幼児がおもちゃにして遊ぶ可能性はあるものの、乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのものと認識されない玩具は「指定おもちゃ」ではない。（Q1-2）
- 対象年齢の表示は、当該おもちゃが乳幼児向けのものであるか否かを一般消費者に示す方法のひとつであり、「6歳以上」といった対象年齢の記載など、乳幼児向けでない旨が製品に明瞭に表示されているものは、「指定おもちゃ」に

該当しないとして扱ってよい。

(ただし、「6歳以上」等の対象年齢表示があっても、乳幼児向けであると明らかに認識される態様であるものは、「指定おもちゃ」の規制を回避しようとする場合は脱法的行為であり)「指定おもちゃ」として取り扱う。(Q1-3)

- 乳幼児向けおもちゃと認識されるか否かは、表示(パッケージ、店頭表示など)や広告媒体(インターネットを含む。)における標ぼう内容のほか、当該製品の意匠・仕様、そのパッケージ等の意匠、取扱い店舗・陳列場所等の販売形態などを客観的・総合的にとらえて判断する。(Q1-1)

5. 「改定Q&A」の全文は、日玩協ホームページ <http://www.toys.or.jp/st/index.html> に掲載してありますので参照ください。(「改定Q&A」の全文は、厚労省のホームページでも掲載されています。)

また、これまでのQ&Aとの対比表も当協会ホームページに併せて掲載しています。

(注) 本件通知により、当協会ホームページ掲載(掲載日:平成20年10月16日)の「対象年齢が高くても指定玩具と判断される例」は削除いたします。

問合せ先: 日玩協事務局(山口・中田・小林)

【参考】 指定おもちゃの範囲等に関するQ&A(抄)

1. 全般的事項

Q1-1 食品衛生法第62条第1項の「乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃ」(以下「指定おもちゃ」)は、どのような観点から指定されているか。

A1-1 指定おもちゃは、食品衛生法の趣旨として、手にしたものを口に入れたり、舐めたりする行動を一般に示す乳幼児^{*1}における、おもちゃ(に起因する衛生上の危害の防止を図る観点から指定されています。すなわち、食品衛生法の対象となるおもちゃ(指定おもちゃ)の基本概念としては、乳幼児の遊び道具のうち、口に接触することをその本質とするおもちゃ(→Q2-1)のほか、手に持って遊ぶ(玩弄(がんろう)する)ことで乳幼児が自ずと口に接触する(口に入れたり、舐めたりする)^{*2}ことが考えられるものが対象範囲となります。

*1 食品衛生法上「乳幼児」について具体的な年齢の規定はありませんが、児童福祉法等の他法令の規定に準じて、6歳未満の小児を指すものとして運用されています。

*2 例えば指定おもちゃの粘土などで、当該おもちゃの一部が乳幼児の手指に付着して、乳幼児が指しゃぶりすることで二次的に口に接触する場合も含まれます。

一般消費者が乳幼児向けのおもちゃと認識して乳幼児に与える蓋然性^{がい}が高いものが指定おもちゃに係る規制の対象であって、乳幼児向けの消費生活用製品、家庭用品（育児用品など）がすべからず指定おもちゃの範囲に含まれるものではありません。また、おもちゃのうち、乳幼児が遊ぶためのものと認識されない態様で販売等されるものにあつては、指定おもちゃの範囲に含まれません。

なお、乳幼児向けのおもちゃと認識されるか否かは、表示^{*3}（→Q1-3）や広告媒体（インターネットを含む。以下同じ。）における標ぼう内容のほか、当該製品の意匠・仕様、そのパッケージ等の意匠、取扱い店舗・陳列場所等の販売形態などを、客観的・総合的にとらえて考慮されるべきものです。

*3 パッケージ上の記載の他、製品に添付される説明書上の記載や店頭での掲示を含む。

Q1-2 乳幼児向けのおもちゃではない製品を、たまたま乳幼児がおもちゃにして遊んでしまう可能性が否定できないが、指定おもちゃに含まれるか否かは、そのような偶発的な事象も考慮する必要があるか。

A1-2 食品衛生法による規制の趣旨は、一般消費者が乳幼児向けのおもちゃと認識して乳幼児に与える蓋(がい)然性が高いものについて、それに起因する衛生上の危害の防止を図ることです。乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのものと認識されない製品について、偶発的に乳幼児がおもちゃにして遊ぶ可能性が否定できないとしても、規制の対象とする趣旨ではありません。

Q1-3 製品パッケージに、例えば「対象年齢：6歳以上」等、乳幼児（6歳未満の小児）向けではない旨を記載しているおもちゃは、指定おもちゃに含まれないものとして扱ってよいか。

A1-3 対象年齢等の製品表示は、当該おもちゃが乳幼児向けのものであるか否かを一般消費者に示す方法のひとつと考えられ、基本的には、対象年齢の表示等、乳幼児向けではない旨が製品に明りょうに表示されているものは、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。ただし、乳幼児向けのおもちゃと明らかに認識される態様であるにもかかわらず、指定おもちゃに係る規制を回避しようとする場合には、この限りではありません。

事業者が「乳幼児向けのおもちゃではない製品」（→Q1-2）として製造、輸入、販売等する場合、単に対象年齢に係る表示の有無及びその内容のみでなく、A1-1で説明した観点から、当該製品が乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様で販売等されることが重要です。

なお、おもちゃに対象年齢を表示することは、食品衛生法の規定で求められているものではありません。